

## ○ 第三期北本市子ども・子育て支援事業計画の進め方

第二期北本市子ども・子育て支援事業計画は、令和6年度までの計画期間となっており、第三期計画策定に向けて、ニーズ調査等のアンケート調査の実施、収集、結果の分析、報告及び計画の作成を令和6年1月から令和7年3月にかけて行ってまいります。

本来は、令和5年の春に「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出の考え方」や第三期計画の指針が示され、計画に盛り込むべき、事業がはっきりするのですが、「量の見込み」は令和5年9月20日になり、指針については、令和5年12月22日に閣議決定され、示された「こども大綱」と同時に示されると見込まれていましたが、12月末の時点で、依然として示されていない状況です。

これ以上のスケジュールの遅れは、本計画の更新にも影響が出る恐れがあることから、北本市では、「量の見込み」の考え方は示されていることから、ニーズ調査を実施し、今後、国・県から何らかの指針が示されても対応できるような内容で、仕様を作成し、下記のスケジュールで策定に向けて、事務を進めることといたしました。

## スケジュール（案）

令和6年	1月	計画策定支援業務委託契約締結
令和6年	2月	ニーズ調査の実施
令和6年	3月	ニーズ調査集計
令和6年	4月	ニーズ調査分析、現状課題の把握、「量の見込み」の算出
令和6年	6月	骨子案の作成・計画書案の検討、基本理念、施策体系などの検討
令和6年	6月末	調査報告書作成
令和6年1	1月	パブリックコメント
令和7年	2月～3月	計画書の作成

※随時、審議会、庁内委員会等にて審議を行う。

本会議においては、令和6年4月に算出される予定の「量の見込み」の算出以降、6月の骨子案の作成、計画書の検討などにおいて、審議をいただくこととなります。その後、パブリックコメントを経て、計画書の作成となります。

## ○第三期北本市子ども・子育て支援事業計画策定業務の委託予定の内容（案）

1 業務名：第三期北本市子ども・子育て支援事業計画策定業務

2 契約期間：契約締結日から令和6年度末まで

3 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法第61条に基づく令和7年度を始期とする「第三期北本市子ども・子育て支援事業計画」の策定を総合的に支援するものである。支援にあたっては、ニーズ調査を実施するとともに、この調査等を通じて得た市民の意向、抽出された課題等をもとに、学校教育・保育所及び地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み、提供体制の確保内容等を検討する。それらを踏まえ国が示す基本指針に準拠した有益で実効性のある子ども・子育て支援業計画を策定することを目的とする。

4 業務内容

(1) ニーズ調査の実施（実施年度：令和5年度～6年度）

調査票の設計、回収結果のデータ整理作業及び集計・分析を行い、調査結果報告書としてとりまとめるまでの作業一式を行う。調査結果報告書は単純集計の他、分析に必要なクロス集計、自由回答のとりまとめを含めて行い、市民の教育・保育ニーズの把握、市の現状や課題を抽出・把握する。なお、調査項目は、国の基本方針を基に、受託者による情報提供、設問案の提案により、市との協議の上決定する。

調査対象区域は北本市全域とし、調査内容等の仕様は以下のとおりとする。

(ア) 調査対象

○就学前児童を持つ保護者 1,000人/約2,300人中

○小学生の児童を持つ保護者 1,000人/約2,600人中

※調査対象者は、市が住民基本台帳から無作為抽出する。

(イ) 実施方法

郵送配布、ウェブページ回答。

受託者においてウェブ回答フォームを作成し、正しく機能することを確認したうえで調査を実施すること。調査対象者へウェブ回答ページにアクセスできるよう二次元バーコード及びURLを記載した調査実施の案内状を発送すること。

受託者は案内状の作成及び印刷、発送用封筒の印刷、発送用封筒への封入・封緘、宛名ラベルの貼付、発送及び回収を行うこと。印刷・郵送に係る経費は受託者が負担すること。

なお、宛名ラベルは受託者が提供し、市が抽出・印刷する。

※ニーズ調査の実施のうち、調査票の設計、回収までを令和5年度中に実施し、データ整理以降を令和6年度に実施するものとする。

(2) 現状の課題と把握（実施年度：令和6年度）

(ア) 社会情勢や政策動向の整理

子育て支援に関連する社会情勢や国や県の最新の政策動向、参酌すべき上位計画や関連計画等の情報を収集・整理すること。

(イ) 各種統計資料の整理

本市の子育て支援に関連する統計（人口動態、未婚率、出生の状況、就業の状況、子育てに関するサービスの状況等）を整理すること。

(ウ) 関連計画の整理

「第二期北本市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、展開されてきた施策や関連計画との整合性を図ること。

(3) 保育ニーズに基づく事業見込み量の算出及び事業量確保策の検討（実施年度：令和6年度）

現状の整理、ニーズ調査等各調査を基に、国又は県への報告が必要な事業の「量の見込み」の算出を支援すること。算出した事業見込み量に対する「確保方策」の検討を支援し結果を取りまとめること。

(4) 基本理念、施策の体系、重点施策、目標数値等の将来推計と設定（実施年度：令和6年度）

各調査結果を踏まえ、基本理念、施策の体系、重点施策等を検討するとともに、目標年度における計画対象者等の推計を行い、各施策・事業の目標数値の設定を支援すること。将来推計にあたっては、同時期に策定される関連計画や既存計画の目標数値との整合性を図ること。

(5) 計画骨子案・素案の作成（実施年度：令和6年度）

以上の調査分析及び検討結果を踏まえるとともに、基本的な考え方や現状と課題、目標と取組、各種会議での議論や関係機関との協議・調整を図ったうえ、計画の骨子案・素案のとりまとめを行うこと。

(6) 計画書・概要版の編集・校正・修正作業（実施年度：令和6年度）

計画書及び概要版の企画・デザイン・イラスト・編集・構成等を市と協議し作成すること。

(7) 打合せ（実施年度：各年度共通）

業務を円滑に遂行するため、必要に応じ本市と打合せを実施する。受託者は打合せ後、記録簿を作成し市へ提出すること。

## 5 成果品

(1) 計画書印刷・製本

A4／80頁程度／1色刷り／あじろ綴じ製本／200部／上質紙

(2) 概要版印刷・製本

A4／8頁／4色刷り（カラー）／中綴じ製本又は観音折り／200部／マットコート紙

(3) 関連データ一式

調査・策定関連のデータ一式（Word, Excel等）、計画書・概要版の原稿及びホームページ掲載用PDFデータ一式をCD-ROMなどの電子媒体に記録し納入すること。

## 6 その他

- 受託者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について市と事前に打合せを行い、国や県が示す指針に沿って作業を進めること。また、業務遂行中の打合せは必要に応じて行うこと。
- 今後、新たに国や県より計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。
- 計画等の成果品は、市に帰属し、市の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。
- 受託者は、関係者のプライバシー保護に万全を期すとともに、本委託の内容及び関連資料の内容を他に漏らし、若しくは本委託の目的以外に使用してはならない。
- 本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合、市と受託者間で協議の上定めるものとする。